

3月定例会

令和4年度一般会計予算修正可決

5特別会計予算及び

公共下水道事業会計予算を原案可決

2月21日から3月22日までの30日間の会期で開かれた定例会では、市長提出議案20件、請願2件、議員提出議案1件、委員会提出議案2件を慎重に審議しました。なお、一般会計の修正部分については、土木費の都市計画費1659万円の減額です。(詳しくはP.6をご覧ください)

今定例会で審議された市長提出議案のうち、質疑がなされた議案について、その主なものを掲載します。

総括質疑通告者

大嶋 達巳(みらい)
保角 美代(公明党)
中村 洋子(日本共産党)
金森すみ子(緑風会)
桜井 卓(市民の力)
黒澤 健一(啓和会)

(※通告順に掲載)

**Q 「議案第2号」令和4年度
北本市一般会計予算**
「リーディングプロジェクト」の個別具体的な内容と
歳出予算額及び総額について

A 令和4年度一般会計予算においては、12月議会で議決された後期基本計画を踏まえ、若者の移住・定住・交流促進プロジェクト及び目指せ日本一子育て応援都市プロジェクトに盛り込んでいます。プロジェクトに資する事業を積極的に盛り込んでいます。プロジェクトに資する新規及び主たる事業としては、シティプロモーション推進事業1211万円を計上し、移住・定住・創業パッケージ事業や、マーケットの学校事業等を実施することにより、まちの魅力を創造、宣伝し、効果的に発信・活用していくます。また、北本ブランド創出事

業170万円、農業次世代人材投資事業補助金交付事業300万円、空き店舗等活用推進事業補助金交付事業100万円を計上し、農産物等の地域資源の魅力をさらに向上させ、販路開拓を図るとともに、新規創業や持続可能な経営を支援し、地域経済の活性化を図ります。さらに空き家等対策補助金交付事業350万円を計上し、空き家の利活用を図るとともに、空き家発生予防住宅リフォーム補助金交付事業600万円を新たに計上し、移住・定住の受け皿となる住環境の整備を促進します。加えて森林セラピー事業277万2000円、北本まつり支援事業840万円を計上す

るとともに、主要緑地整備事業3195万9000円、市民緑地1・2号地再生事業05万9000円、石戸蒲ざくら国の天然記念物指定100周年事業103万円、石戸蒲ざくら保護及び周辺整備事業186万8000円を新たに計上し、本市の魅力の一つである豊かな緑や歴史、文化を活かした市民の愛着向上と市外へのPRの強化に取り組んでいきます。これらの総額8139万8000円の各事業を主な取組として、魅力的な住みとなるまち、住み続けたいまちを実現し、若者の移住・定住・交流促進につなげていきます。

プロジェクト2、目指せ日本一子育て応援都市プロジェクトに資する新規及び主たる事業としては、重層的支援体制整備事業74万9000円を計上し、地域共生社会の実現に向け、多様な関係機関等が支援を検討するための会議体や市民が抱える複合的な問題を包括的に受け止めるための福祉総合相談窓口を新設します。また、こども商品券を交付する子育て応援事業573

万3000円、こども・ひとり親家庭等医療費支給事業2億4911万3000円、子出生祝金等支給事業450万円、子育て世代包括支援センター運営事業695万円を計上するとともに、産婦健康診査事業195万円を新たに計上し、子育て世帯への心理的、経済的負担の軽減を図っています。

さらに、民間保育施設等補助金交付事業7525万9000円、病児保育事業164万7000円、民間保育所建設補助金交付事業4801万2000円を計上するとともに、新中央保育所整備事業6億1749万円を新たに計上し、質の高い保育環境を整備していきます。

加えて学童保育室管理運営事業1億8938万3000円、コミュニティ・スクール事業91万円、放課後子ども教室推進事業1593万8000円を計上し、学校施設の活用と学校、家庭、地域の連携により、子育て環境、教育環境の充実を図るとともに、小中貫教育、学校4・3・2制推進事業948万8000

円、学習支援室講師配置事業 388万9000円、ICT 支援員配置事業176万6000円、特別支援教育支援員配置事業2515万6000円、学校水泳指導民間委託事業1300万4000円を計上し、本市の学校教育環境の質の向上を図っていきます。

また、児童生徒が安全に登下校できる通学路の整備を加速するため、新たに通学路安全対策事業5605万7000円を計上するとともに、道路照明灯など設置事業213万6000円、交通安全施設等整備事業550万円を計上しています。そのほか、体育センターバスケットゴール更新事業788万7000円を新たに計上し、質の高いスポーツ環境を確保します。

これらの総額13億7648万7000円の各事業を主な取組として、プロジェクト名に掲げた日本一の子育て応援都市を実現するとともに、本市が子育てにやさしいまちであることを市内外に積極的にアピールしていきます。

Q 新中央保育所整備事業 6 億1749万円について

A 令和4年度当初予算では、新中央保育所整備に係る施設建設工事費として6億1593万2000円、現栄保育所の解体工事に係る実施設計委託料として155万8000円、あわせて6億1749万円を計上しています。工事費の積算ですが、令和4年度当初予算の見積額については、ここ数年で新設した県内の保育所の整備費用を参考とし、構造区分や床面積等を勘案し、費用を算出しています。また、今後の発注に伴う設計書積算の根拠としては、国土交通省より示されている公共建設工事標準仕様書や公共建設建築工事積算基準のほか、埼玉県の建築工事積算標準単価表などにより算定することになります。

Q 久保特定土地区画整理事業見直し事業及び都市計画（変更）決定事業2228万8000円について

A 今年度、久保特定土地区画整理事業の早期完了の手段として、テーケンタメ遺跡を含む区域を事業から除外し、都計画道路西仲通線を迂回させる事業の見直し案により方針を決定いたしました。今後は、この方針に基づき、久保特定土地区画整理事業見直し事業を進めていきます。

令和4年度は見直し案の方針に基づき、都市計画道路の変更、地区計画案の策定に向けた調査検討、測量及び除外区域の地区外測量と土地利用計画図の作成などを一般会計において委託料2228万8000円、北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計において、委託料1300万4000円をそれぞれ予算計上しています。

会計名		区分	令和4年度 A	令和3年度 B	比較(A-B) C	増減率 C/B×100	令和3年度 増減率
一般会計(※1)			22,326,410	21,478,178	848,232	3.9	5.1
特別会計	後期高齢者医療特別会計		1,105,000	967,500	137,500	14.2	0.6
	久保特定土地区画整理事業特別会計		538,700	510,100	28,600	5.6	23.9
	国民健康保険特別会計		6,352,400	6,574,200	△221,800	△3.4	△1.4
	介護保険特別会計		5,581,200	5,392,500	188,700	3.5	2.7
	埼玉県央広域公平委員会特別会計		528	535	△7	△1.3	14.3
企業会計	小計		13,577,828	13,444,835	132,993	1.0	1.1
企業会計	公共下水道事業会計(※2)		1,753,652	1,725,737	27,915	1.6	△5.9
総計			37,657,890	36,648,750	1,009,140	2.8	3.0

*企業会計（公共下水道事業会計）は、収益的支出及び資本的支出の合計額を計上しています。

(※1) 一般会計の令和4年度は修正可決後の予算額です。

(※2) 企業会計（公共下水道事業会計）は、収益的支出及び資本的支出の合計額を計上しています。

という事態を避けるため、積極的に1億円を積み立てるという判断をしたもののです。なお、この判断は、議会が議決した平成30年、議提第6号、北本市南部地域整備基金の積立拡充を求める決議を踏まえたものともなっています。

議決した平成30年、議提第6号、北本市南部地域整備基金の積立拡充を求める決議を踏まえたものともなっています。

討 論

「議案第2号」令和4年度北本市一般会計予算についての討論

原案反対・修正案反対討論 (日本共産党 湯沢美惠)

要望してきた東口駅前広場屋根整備や石戸下踏切拡張に関する予算、地域振興としてのリフォーム補助金事業や高齢者等ごみ出し支援事業などの施策は評価しますが、新型コロナ感染症の影響を受けている市内中小業者への支援や道路維持管理の予算の不足、支援学級や教職員等の過重労働、市役所職員の兼務問題への対応がされておらず、命にかかる国民健康保険税の値上げへの手立てもありません。修正案は、デーノタメ遺跡保存と都市計画道路の在り方が、調査費を削除することで計画が進まず、さらに区画整理事業が延長される懸念があります。一刻も早い区画整理事業の完了を願う立場から認めるわけにはいきません。

原案賛成・修正案反対討論 (緑風会 金森すみ子)

令和4年度もウィズコロナを意識した行政運営が求められます。歳入は、市税が長期的には納税者減少で減収が予測されており、歳出の経費では、事務事業の整理統合に努めていると評価できますが、デジタル化推進と共に人材の適正な定員配置は常に目指すべきです。脱炭素への取組は、ゼロカーボンシティ宣言をした本市には必須で、市民への情報提供や啓発を期待します。また、生活困窮者は増加傾向にあり、寄り添った支援に努めるよう望みます。修正案においては、かえって区画整理事業に遅れが生じ、対象住民に痛手となると懸念され、原案の執行を注視して見守るべきと考えます。修正案には反対し、共生社会の推進を期待して原案に賛成します。

原案賛成・修正案反対討論 (市民の力 桜井卓)

当初予算の規模は過去最大となりましたが、財政状況は引き続き健全性を保っており堅実な予算と評価できます。新規の通学路安全対策事業は十分ではありません。子どもの安全を最優先に今後も積極的に講じてください。重層的支援体制整備は危機感を持ってより一層推進してください。新型コロナの影響で格差の拡大が顕著になっています。困っている人を対象とした施策、予算を拡充し「誰もが安心して暮らせるまちを目指す、誰一人として取り残さない」というメッセージを伝えるべきだったと思います。修正案は、これを具体化した場合の事業期間や市の負担額が未知数で、減歩率の上昇、地権者の不利益につながる恐れがあることから、賛成できません。

原案反対・修正案賛成討論 (啓和会 黒澤健一)

啓和会は、一般会計予算の精査を通じて1,659万円の減額修正をし、223億2,641万円としました。内容は都市計画費（調査費）を減額するものです。理由は、都市計画道路西仲通線をクランク状に曲げて整備しようとするものについてです。都市計画法では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は都道府県が定めるとしています。国や県での都市計画変更や見直しに関しても、国や県の承認を得るべきです。都市計画道路西仲通線は久保特定土地区画整理事業開始以前からの都市計画道路です。上尾市から鴻巣市に至る主要な広域的道路で、まっすぐ一体的な整備が求められています。よって修正案に賛成、修正部を除く一般会計予算案に賛成の討論とします。

原案反対・修正案賛成討論 (公明党 保角美代)

北本市にとって、百年の計につながるような大きなかじを切ることになるこの案件について、当初予算に調査費等を計上し、始めてしまつていいのか、甚だ疑問です。国指定とすることで、継続的にかかる費用は2,000万円と資料に書かれています。この費用も、デーノタメ遺跡を国指定にすれば、永遠にかかる費用となり、公共施設等総合管理計画では、今後、公の施設を50%削減する計画を立てながら、片や公有地化することは、時代に逆行する形になりかねません。

デーノタメ遺跡を国指定にすることを、議会の議決を経ずに決定し行われようとしていることに対し、疑問に思わずにはいられません。

予算決算専任委員会

「議案第2号」令和4年 年度北本市一般会計 予算について

Q1 企業版ふるさと納税

事業の委託内容について

A1 企業版ふるさと納税をすることによる企業の利益を整理し、寄附候補企業のリストアップを行うもので、その後、寄附候補企業へのプロジェクトの提案を行い、実際に寄附していただいた後もフォローアップを行いながら継続して寄附につなげる事業です。なお、本事業は、寄附金額の10%に相当する額に消費税を計算した額を委託料として支払う成果報酬型を想定しています。

Q2 (仮称)市民活動交流センター整備事業はどのように計画に基づいて実施するのか

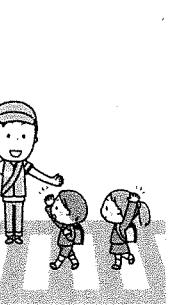
A2 現在策定中の(仮称)市民活動交流センター整備

基本計画に基づき実施するものです。この計画の内容については、勤労福祉センター、コミュニティセンター、保健センター、母子健

康センター等を集約した施設となる計画で、既存の教育センターや、障害児学童保育室、石戸第二学童保育室のほかに、学習・市民交流・勤労福祉ゾーン、高齢者レクリエーションゾーン、市民活動を支援するゾーン、新たな発見と出会いを見つけるゾーン等を設置する予定です。

補助金を交付して、市の学童保育室に設けられている所得等に応じた利用料と同等の費用負担とすることを想定し、132万円を計上しています。また、運営費補助金は実績に応じて支払う形になるが、概算払いを可能とするので、必要があれば対応し、最終的に精算することを考えています。

A5 令和3年12月に創設された補助制度で、令和4年想定し、132万円を計上しています。また、運営費補助金は実績に応じて支払う形になるが、概算払いを可能とするので、必要があれば対応し、最終的に精算することを考えています。



予定です。議決後、外構工事を含めた建設工事を令和4年内に完了させ、令和5年度に入つて備品類を調達し、夏頃に開所を予定しています。

Q5 交通安全対策補助金の内容について

A5 令和3年12月に創設された補助制度で、令和4年想定し、132万円を計上しています。また、運営費補助金は実績に応じて支払う形になるが、概算払いを可能とするので、必要があれば対応し、最終的に精算することを考えています。

Q6 年度北本市後期高齢者医療特別会計予算について

A6 年度入歳出全般について、予算規模が増大している要因について

Q7 島入歳出全般について、予算規模が増大している要因について

A7 要因の一つは保険料の改定で、後期高齢者医療広域連合が令和4年度から均

分36か所に係る経費を計上しました。また、単年度で全ての危険箇所の対応は難しくことから5年計画で進めることとしており、毎年度申請して補助金の確保に努めています。

Q8 新中央保育所整備事業における令和4年度の実施内容について

A8 現在、実施設計を行っているところであり、実施設計により実際の工事内容が確定し、予定価格が積算されることになります。

令和4年度は、建設工事を着工し、令和4年6月の定期例会で契約議案を提案する

議案第2号

令和4年度北本市一般会計予算修正案について

予算決算常任委員会において、調査業務委託料のうち「都市計画道路見直し検討業務」に要する1455万3000円の歳出予算の減額及び測量委託料のうち「西仲通線の路線測量業務委託」に要する203万7000円の減額を行うこととする修正案が提出され、可否同数のため委員長裁決により、可決すべきものと決定しました。その結果の報告を受け、本会議においても賛成多数により修正案を可決しました。

総務又教委常任委員会

Q 総務省から示された改正案の内容と相違している理由について

A 令和3年8月10日に入事院より示された、公務員人事管理に関する報告においては、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和についてのみ示され、御指摘の「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」、

「議案第10号」北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

「勤務環境の整備に関する措置」の取扱いについては示されていませんでした。また、これらの措置の規定については、人事院規則の一部改正等では育児休業のみを対象とし、他の休暇制度を対象としていないため、本市においては、他市とも意見交換の上、第26条においてその対象を「育児休業等」とし、総括的に規定をしたところです。

「議案第12号」特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

「勤務環境の整備に関する措置」の取扱いについては示されていませんでした。また、これらの措置の規定については、人事院規則の一部改正等では育児休業のみを対象とし、他の休暇制度を対象としていないため、本市においては、他市とも意見交換の上、第26条においてその対象を「育児休業等」とし、総括的に規定をしたところです。

Q フレックスタイム制度を導入することによるメリット及びデメリットについて

A 働き方改革の一環として、育児や介護等など家庭の事情を考慮した職場環境を構築することにより、職員が給料の減額をされるとなく家庭と仕事の両立ができるようになるとともに、より良い人材の確保にもつながるというメリットがあります。デメリットとしては、ある一定の時間帯に職員が少なくなる可能性がありますので、職員間で情報共有を図りカバーする等、市民サービスに支障がないよう指導していきます。

A 働き方改革の一環として、育児や介護等など家庭の事情を考慮した職場環境を構築することにより、職員が給料の減額をされるとなく家庭と仕事の両立ができるようになるとともに、より良い人材の確保にもつながるというメリットがあります。デメリットとしては、ある一定の時間帯に職員が少なくなる可能性がありますので、職員間で情報共有を図りカバーする等、市民サービスに支障がないよう指導していきます。

Q1 福祉事務所嘱託医の規定をここで改正する理由について

A 平成元年度から嘱託医が一般と精神科の2人体制になっていたにもかかわらず、これまで条例改正がなされず、嘱託医の現状と条例との間に齟齬が生じていることから、早急に改正すべきと判断し、今回提案しました。

Q3 福祉事務所嘱託医的一般と精神科の月額の差異について

A 一般医については、現在、医師会の推薦で整形外科医にお願いしています。精神科医との月額の違いは精神科医での主な業務は、生活保護における診療報酬明細書の点検結果の確認業務となります。その比率としては、令和2年度は精神科24%、一般76%となっています。

Q2 福祉事務所嘱託医の報酬月額の改定状況について

A 平成元年度以降では2回改定を行っています。当初4万3900円だったものを、平成4年度に4万8300円に、平成8年度に現在の5万3040円に、それぞれ増額しています。

Q4 学校医及び学校歯科医の改正に至った経緯について

A 学校医が令和3年12月に現職のまま亡くなつた際に、これまでの条例では、年度途中で退任になつても年額を満額支払う必要があることが分かりました。例えば、年度中に退任等があった場合、前任者と後任者にそれぞれ満額支給するということになりますので、

改正しなければならないと
いう判断に至り、今回、市
長部局の条例に統合するも
のです。

**「議案第13号」北本市
重度心身障害者医療
費支給条例の一部改
正について**

**Q1 所得制限の導入に至
つた経緯について**

A1 埼玉県では重度心身
障害者医療費支給事業補助
金交付要綱を改正し、平成
31年1月1日から新規受給
者の所得制限を導入してい
ますが、本市はこの時点で
は導入しませんでした。補
助要綱には令和4年10月1
日から全受給者に対し所得
制限を導入するという経過
措置がありますので、今回、
本市の条例を改正すること
としたものです。

**Q2 市として一律ではなく
く制限をするという判断を
した理由について**

A2 埼玉県は導入の目的
について、対象者を真に経
験的負担の軽減が必要な低
所得者に限定し、医療負担
の可能な方には負担をして
いただることとしています。
本市でも、内部で検討した
結果、この考えに基づき、
導入することとしたもので
す。

本市でも、内部で検討した
結果、この考えに基づき、
導入することとしたもので
す。そのような状況の中で、
本市も資産割を廃止し2方
式に移行するものです。

**Q3 他市町村における所
得制限の導入状況について**

A3 これまで導入してい
ないのは本市を含め6市町
で、本市以外の5市町にお
いても所得制限を導入する
ということです。令和4年8月28
日までに県内すべての市町村
がそれぞれ4分の1になります。

**「議案第14号」北本市
国民健康保険税条例
の一部改正について**

**Q1 資産割を廃止するこ
とにした経緯について**

A1 現在、国民健康保険
税の財政運営の責任主体は
県が担っており、県は標準
賦課方式を2方式と定めて
います。県内では、国保制

度改革により、賦課方式変
更の動きが徐々に加速して
おり、令和4年度には42市
町村が2方式となる予定で
す。そのような状況の中で、
ため、深夜0時を過ぎた場
合は2日分支給します。報
酬額は1日当たり4時間以
上職務に従事すれば800
円、4時間未満であれば
4000円となります。

**Q2 未就学児の軽減制度
の内容と財源について**

A2 小学校に入学する前
の未就学児について、均等
割の部分が5割軽減される
ものです。この軽減制度は
国の財政支援制度により始
まるもので、財源の負担割
合は、国が2分の1、県と
市町村がそれぞれ4分の1
となります。

に改正されるが、職務の從
事が深夜0時を過ぎた時は
どうなるのか

A1 日額報酬としている
都道府県合意防災訓練が北本
市で開催される予定だが、
この訓練に参加した場合も
改正後の規定による報酬が
支払われるのか

練に参加した場合は、訓練
報酬を支給する予定です。
A2 一般国道17号に面し
た土地において立地基準を
北本市都市計画マスタープ
ランに改訂した主な理由に
かかります。

建設経済常任委員会

**Q1 「議案第11号」北本市
消防団員の定員、任
免、給与、服務等に
関する条例の一部改
正について**

**Q1 出勤手当については
箇所について**

練に参加した場合は、訓練
報酬を支給する予定です。
A2 中丸8丁目区間につ
いては沿道サービス地域と
して位置付けがありません
でしたが、今回の一部改正
において国道17号沿線全て
に立地基準が適用されるよ
うになり開発行為の適用対
象が広がります。

**Q1 今回の一部改正によ
り北本市で影響する部分と**

A1 北本自然観察公園駐
車場の北側斜面の一部及び
天神下公園の南東部の斜面
が土砂災害特別警戒区域
(通称レッドゾーン)、荒
川河川区域、高尾宮岡ふる
さとの緑の景観地及び北本
自然観察公園が浸水想定区
域の想定浸水深3メートル
以上の区域(通称イエロー
ゾーン)に定められ、条例
改正に基づき開発の規制が

車場の北側斜面の一部及び
天神下公園の南東部の斜面
が土砂災害特別警戒区域
(通称レッドゾーン)、荒
川河川区域、高尾宮岡ふる
さとの緑の景観地及び北本
自然観察公園が浸水想定区
域の想定浸水深3メートル
以上の区域(通称イエロー
ゾーン)に定められ、条例
改正に基づき開発の規制が

提出案件の結果一覧（1月臨時会）

議案名	議決結果	啓和会					みらい			公明党			緑風会			市民の力	日本共産党					
		岡村	松島修一	渡邊良太	滝瀬光一	加藤勝明	黒澤健一	日高英城	高橋伸治	諏訪善一良	大嶋達巳	保角美代	島野和夫	岸昭二	村田裕子	金森すみ子	今関公美	桜井卓	工藤由出夫	湯沢洋子	中村洋子	
出市議長提案 令和3年度北本市一般会計補正予算(第13号)	可決	○	○	欠	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×	議長	○	○

提出案件の結果一覧（3月定例会）

議案名	議決結果	啓和会					みらい			公明党			緑風会			市民の力	日本共産党				
		岡村	松島修一	渡邊良太	滝瀬光一	加藤勝明	黒澤健一	日高英城	高橋伸治	諏訪善一良	大嶋達巳	保角美代	島野和夫	岸昭二	村田裕子	金森すみ子	今関公美	桜井卓	工藤由出夫	湯沢洋子	中村洋子
令和4年度北本市一般会計予算(委員会修正案)	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
令和4年度北本市一般会計予算 (修正議決した部分を除く原案)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度北本市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度北本市国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度北本市介護保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度北本市公共下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度北本市一般会計補正予算(第14号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度北本市一般会計補正予算(第15号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度北本市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願「宮内中学校通学路の安全対策」に関する請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がい児とその保護者への支援の充実を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
提議北本市議会会議規則の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
提議北本市子どもの権利に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
提議ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は表決に参加しないため、表決結果は空欄になっています。※表の見方
 ○：賛成 ×：反対 欠：欠席 退：退席 除：除斥

北本市子どもの権利に関する条例 (委員会提出議案) を全会一致で可決

※委員会提出議案として本会議に上程し、全会一致で可決した内容の詳細については、市議会ホームページをご覧ください。



委員会提出議案

「委提第2号」北本市子どもの権利に関する条例の制定については、令和3年第2回定例会において子どもの権利に関する特別委員会に付託され、これまで13回の委員会のほか、協議会や市民からの意見聴取会などを開催して検討を重ねてきました。また、令和4年1月26日から2月25日まで、条例案についてパブリック・コメントを募集し、52件の意見をいただきました。

条例案について、全ての審査が終了したため、今定例会に上程する運びとなり、子どもが趣旨説明を行い、全会一致で可決しました。この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができるように社会を実現するために定めるもので、令和4年10月1日から施行されます。

【条例の構成】

- 前文：条例制定の趣旨。
- 第1章 総則（第1条—第6条）：条例制定の目的や基本理念、市等の役割、きたもと子どもの権利の日などについて定めています。
- 第2章 子どもにとって大切な権利（第7条—第11条）：保障されなければならない大切な子どもの権利を、安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの条に分けて定めています。
- 第3章 生活の場における子どもの権利の保障（第12条—第14条）：子どもの生活の場を家庭、子ども関係施設、地域の3つに分け、それぞれの場における権利の保障の方策等について定めています。
- 第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等（第15条—第20条）：普及啓発、意見表明・社会参加の機会の確保、いじめの防止等、特別な配慮が必要な子どもと保護者への支援などについて定めています。
- 第5章 子どもの権利に関する相談及び救済等（第21条—第34条）：子どもの権利擁護委員の設置と擁護委員による相談、救済等について定めています。
- 第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証（第35条—第38条）：行動計画の策定と子どもの権利委員会による調査審議について定めています。
- 第7章 雑則（第39条・第40条）：財政上の措置と規則への委任について定めています。
- 附則：条例の施行期日。